

# 地域とつながる専門図書館

## 【報告】

大学付属研究機関における学術情報発信－皇學館大学  
学術開発推進センターの場合－

浦野綾子（皇學館大学学術開発推進センター）

小林郁（皇學館大学学術開発推進センター）

## はじめに

伊勢神宮のお膝元に位置する皇學館大学は、明治15年（1882）に林崎文庫内に創設された「神宮皇學館」を前身とし、皇室文化・神道をはじめとした様々な分野の資料を多数所持している。これらの資料は大学の各組織で保存管理をしており、特に学術開発推進センターでは、神道研究所・史料編纂所・神道博物館の三機関を一元的に運営するとともに、各専門分野における資料の蒐集と研究に日々努めている。創立以来130余年、本学がこれまで培ってきた研究成果は計り知れず、その素材となる各分野の文献資料もまた膨大な量となる。しかし、グローバル化・情報化などの浸透によって社会ニーズが多様化する昨今、古参の大学組織としては、これらの学術情報をいかに効率よく社会へ発信していくかが次の課題となってくる。

## 1. 資料公開までの転機

資料を公開・発信する方法としては、「展示」「閲覧」の二つが挙げられる。ここでは、これらの要素を兼ね備えている神道博物館を例にみていく。

神道博物館は、大学付属機関として設置された。神道や即位に関する資料を多数所蔵しているが、平成24年以降、企画展・特別展は開催されておらず、常設展示や学生の卒業展示が主となっていた。この状況を打破すべく新たな企画展の開催を模索していたが、近年の展示実績が不足気味な事もあり、開催への決定打がなく交渉が進まずにいた。

転機となったのが、この度の即位式である。平成30年、御譲位・御即位式が翌年に迫るなか、本学でも記念式典や記念行事が催されることとなり、当館も「即位式・大嘗祭を、一般に理解してもらえるような」記念展示を行うよう大学側より要望があった。当館所蔵資料には、即

位式・大嘗祭に関する一大コレクション「小原家文庫資料」がある。この資料は、同年9月に京都・細見美術館で開催された「京都の御大礼」展に多数貸出しており、展覧会の成功に一役買っていた。観覧者の注目度も高かった同展覧会の成功実績を得て、当館で7年ぶりとなる特別展に向けた準備が始まった。

## 2. 大学附属博物館の役割

大学附属博物館は他の博物館とは異なり、大学に所属する研究機関からの協力を得やすいという利点がある。実際、今回の特別展「即位礼と大嘗祭」は、神道博物館のみの力で開催できたわけではなく、神道研究所・史料編纂所・附属図書館といった、大学における多数の研究教育機関が連携し、資料の出陳・解説文作成に携わった。こうして、特別展は無事に開催初日を迎えたのである。

約3ヶ月開催した前期展は、入館者数3474名、入館者対象アンケート回答率は21.7%、満足度は「満足」「やや満足」を合わせると95.7%という高評価であった。

しかし、好評を得た特別展のアンケートの中には、「日曜日休館のため見学できない」という声も多かった。資料を公開・発信する方法として、実物資料の「展示」は確実に効果がある。しかし、すべての利用者を対象とするためには、「展示」に加え、デジタルによる「閲覧」サービスが必要となる。このような問題は、他の博物館や研究施設でもよく取り上げられる課題である。

## 3. 皇學館大学における文献資料の閲覧環境－現状と課題－

実際、皇學館大学における目下の問題のひとつに、蒐集資料や研究成果といった膨大な学術情報に関する学内外（あるいは国内外）への閲覧サービスが、他大学と比較して不足気味であるという点が挙げられる。平成29年、皇學館大学附属図書館が「皇學館大学リポジトリ」のサービスを開始し、情報媒体が従来の紙からPDFデータへ移行したことにより、本学に関わる研究者・施設の研究成果物が格段に検索・閲覧しやすくなった。しかし、本学が所持する文献資料の閲覧環境に関していうと、インターネットが普及した現代社会に適するには様々な面で改善すべき問題が顕在している。

なかでも改善の余地が大きいのが、閲覧の方法である。

現状として、大学内の各部署によって依頼方法（閲覧申請書の書式など）が異なり、閲覧可能な資料のうち写真が既存の場合はデータで、未撮影の場合は現物での対応を主としている。このような例は他施設においても比較的好く見られがちだが、問題なのは、申請者側が文献資料の原本閲覧を目的としていない場合であっても、資料閲覧の際には申請者が直接本学へ赴かなければならないという点である。

また、文献資料のデータ化そのものについても課題は多く残されている。整理の進捗状況は各部署によって様々であるが、データ化に関しては未実施のものが大半といっても過言ではなく、撮影済みのものも規格は統一されていない。さらに、データの中には記録媒体の経年劣化により閲覧すること自体不可能なものも存在し、撮影済みの資料であってもデータの経過年数によっては対応が難しく、最悪撮り直しが必要となろう。

以上から、従来の皇學館大学の体制では、デジタル面での閲覧環境は十分とは言えない状況である。さらに学外はもちろん、学内の研究者や学生達が気軽に閲覧できない現在の状態のままでは、130年以上かけて蒐集した大半の文献資料がいわゆる「死蔵」状態となってしまうことは否めないだろう。

#### 4. 「皇學館大学デジタルアーカイブ（仮称）」構築事業について

このような現状の中、平成 29 年度にひとつの転機が訪れた。それが、本学で推進する「プロジェクト研究」の一環として、「伊勢神宮並びに神道研究の推進と情報発信拠点の形成」が打ち立てられたことである。プロジェクト研究とは、大学全体として学部学科の垣根を越えて、積極的に外部資金等を獲得しながら取り組んでいく研究部門の総称であり、研究開発推進センターの主要事業のひとつである。上記の研究テーマは、研究面での伊勢神宮研究・神道研究の情報拠点化を目指すことで両研究の深化・促進を図るものであり、最終的に本学の培ってきた研究成果を研究者や学生のみならず、生涯教育として地域社会へ還元することを目標としている。そして本プロジェクトでは、この最終目標を円滑に遂行できるツールの形成を重視し、文献資料を中心とした「皇學館大学デジタルアーカイブ（仮称）」を事業の中で構築する方針を打ち出した。

この事業は皇學館大学創立以来はじめての試みとなるため、構想はいわゆる“ゼロ”からのスタートとなった。まずは研究開発推進センターと附属図書館の文献資料整理・データ化の状況確認から始め、業者への撮影依頼時

に必要な丁数カウント作業を主とした調査を行った。未整理の資料も多く、神道研究所（大半）・附属図書館（一部）の所蔵資料だけで約1年半の時間を費やしたが、現在は撮影準備が整った資料群から順にデータ化を進めつつ、構築するシステムに関する情報収集など準備を整えている。

また、本事業では独自のデジタルアーカイブ構築とは別に、国文学研究資料館が推進する「歴史的典籍NW事業」と連携する方針もとっている。これによって、本学が所持する文献資料の情報を、国文学研究資料館を通じてより広く社会へ発信することが期待でき、平成 31 年 3 月には同館館長ロバート・キャンベル氏を本学へお招きして、文献資料のデジタル化およびデータベース構築の「覚書」調印式を開催した。確認調査の対象となる資料が膨大なため公開までは時間を要するが、着実に目標に向かって事業を進めている。

#### おわりに

従来の皇學館大学の資料閲覧サービスは、情報化が浸透する現代社会においては不十分と言わざるを得ない。それは、神道博物館の特別展アンケートに記載された内容からも明らかである。近年の大学は、専門的な学術情報の発信拠点としての役割を社会から求められており、それには研究資源となる所蔵資料の情報を広く開示することも含まれる。このような中、本学がデジタルアーカイブ構築事業を打ち出したことは大きな前進であり、社会ニーズに対応ができる学術情報拠点としての体制作りを目指したい。

---

#### 【報告】

三重県議会事務局の取組－議会と議員に対するサポートを通じた地域貢献に向けて－  
袖岡静馬（三重県議会事務局政策法務監）

---

#### 1. 議会・議員と地域とのつながり

三重県議会を含む地方議会は、議員を通じて、住民・地域から出された意見や要望を吸い上げ、県政に反映させることをその役割としている。具体的には、二元代表制の一翼として、住民・地域からの意見や要望をもとに、当該自治体の政策決定を担い、知事等の政策執行のチェックを行うとともに、独自の政策立案や政策提言を行っている。

また、地方議会議員は、住民・地域の立場に立って、

当該自治体の施策の必要性を議会で議論するとともに、一人ひとりが住民・地域を代表して議会での質問に臨んでいる。そして、住民・地域の代表として、日常活動から得た住民・地域の意見や要望を当該自治体全体の視点から、当該自治体の施策にいかしている。これらが地方議会議員の役割である。

すなわち、地方議会及び地方議会議員は、地域とつながり、地域の多様な声を吸い上げて、地域をよりよくすることにいかす存在であり、こうした点で地域貢献を果たしているといえる。

## 2. 三重県議会図書室の位置付け

地方議会及び地方議会議員がその役割を果たすための情報基盤として、議会図書室が存在している。議会図書室は、地方自治法第100条第19項により、「議員の調査研究に資するため」に地方議会への設置が義務付けられている。また、同条第20項においては「一般にこれを利用させることができる」とも規定されている。

議会図書室の意義としては、執行部から独立した情報源として、執行部にとって不都合な情報も含め、多角的に検討できる情報を提供し得ることが挙げられる。それにより、議員が、行政との情報格差を補い、知事等を的確に監視・評価するとともに、独自の政策立案・提言を行うことにつながると考えられる。

三重県議会では、県民の付託に全力でこたえていくため、様々な議会改革に継続的に取り組むとともに、議会の基本理念や議員の責務及び活動原則を定め、議会と知事等及び県民との関係を明らかにする議会基本条例を平成18年に制定しており、その中で議会図書室に関する規定も設けている。具体的には、同条例第26条第1項において、「議会は、(……) 議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努める」ことを規定するとともに、同条第2項において、「議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする」ことを規定している。

三重県議会において、議会図書室は、議員が積極的に利用し、また、議員の調査研究の支援を行うことにより、議員の調査・研究に貢献し、議員の資質の向上や議会としての政策立案・提言能力の向上を図る存在として位置付けられているのである。

## 3. 三重県議会図書室の運営

三重県議会図書室は、議会事務局企画法務課法務班が所管し、専任の司書2名を配置する体制で運営している。議会図書室の運営に当たっては、委員会運営補佐等の形

で議員の調査研究面のサポートを行っている企画法務課調査班との連携も重視している。

三重県議会図書室を利用できる者としては、議員をはじめ、議会事務局職員や知事部局等の職員が主として挙げられるが、一般の県民も、議員等の利用に支障のない範囲で利用できることとしている。ただし、一般の県民への貸出は行っていない。

利用時間は、県庁の開庁時間と同様に、8時半から17時15分までとしている。

## 4. 三重県議会図書室の取組

三重県議会図書室の蔵書状況としては、総数が約4万冊であり、その5割強を社会科学分野の図書が占めている。年間約150万円の図書購入のための予算があり、購入、寄贈を合わせ、年間約1千冊の図書を収集している。図書資料の収集方針としては、地方議会図書室の使命と性格を考慮し、地方自治の運営上又は議会の活動上必要があり、恒久性のある社会科学部門の図書資料を充実することとし、特に地方行財政関係の図書資料をできるだけ広範囲に収集することとしている。

議会図書室の機能強化にも取り組んでおり、例えば、新聞・雑誌の記事、企業情報等の検索ができる「日経テレコン21」や、現行法令、法令改正履歴の検索ができる「法情報検索サービス」などの各種検索システムを導入している。

三重県議会においては、議員の調査権に必要な情報・資料について、司書が所蔵資料を検索し、情報提供を行うレファレンスサービスに特に力を入れている。それは、レファレンスサービスこそが、議員の調査研究支援の肝であり、議会・議員の政策立案・提言能力の向上等に直結するのだと認識しているからである。実際、レファレンスサービスが活用され、防災対策や指定管理者制度の運用等のテーマに関する充実した一般質問につながった事例が存在する。

三重県議会図書室では、県立図書館や東海北陸各県議会図書室との連携も図っている。議会図書室だけでは蔵書等において限界があるので、このような連携により、議会図書室を起点に、図書館ネットワークをフル活用し、議会・議員へのサポートを充実させることが重要であると考えている。

三重県議会図書室の利用状況としては、議員、議会事務局職員、執行部職員、一般県民合わせて年間延べ約1万人が利用している。議員の利用は年間延べ200人~400人程度で推移している。

三重県議会図書室の取組の一つの成果として、議会図

書室による資料面の支援により、政策に係る議員提出条例が積極的に制定されていることが挙げられる。これまでに廃止された2件を含め、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」など17件の条例が制定されており、全国でも上位となっている。これらの条例の立案過程では、主に議会事務局を通じてではあるが、議会図書室の蔵書や検索システムが存分に活用され、より良い条例の立案に貢献したと考えられる。

## 5. 三重県議会図書室の課題及び対応

三重県議会図書室では、これまでに述べてきたように、議員の調査研究に資するため、様々な機能強化などの取組を行ってきたが、課題として、議員の利用が近年低迷傾向にあり、議員の利用を更に促進するための取組が必要となっていることが挙げられる。

この課題に対応するため、第一に、月初の新着図書の内容を行っている。これは、毎月初めに、議員向けメール、議員控え室への掲示及び庁内電子掲示板への掲載によって、議員等に対し前月の新着図書・雑誌の一覧等の情報提供を実施するものである。

第二に、レファレンスサービス等のPRを行っている。議会図書室において重視しているレファレンスサービス等について、そのメリット等をわかりやすく示したポップなチラシを作成し、全議員に配布している。

第三に、企画展を開催している。これは、常設的に各行政部門別常任委員会の関連図書・雑誌の展示を行うとともに、一定期間ごとに内容を替え、特別委員会の調査事項など、一定のテーマに沿った図書や雑誌をまとめ、図書室入口の近くにおいて実施しているものである。最近は、「外国人労働者支援」や「SDGs」についての企画展を実施している。

このような取組により、議員の議会図書室への関心を喚起しようと試みているが、まだ道半ばであると認識している。

## 6. おわりに

議員の利用促進という課題はあるが、これからも三重県議会図書室は、議会・議員の政策立案・提言機能や知事等への評価・監視機能の向上につながるようなサポートを通じて、地域に貢献していきたいと考えている。

---

## 【報告】

図書館を通じた連携 ー大学図書館、公共、専門図書館、地域を人と共につなぐー

徳田恵里（株式会社紀伊國屋書店関西ライブラリーサービス部）

---

## はじめに

筆者は公共図書館(大阪府立図書館・東大阪市立図書館)の非常勤職員、専門図書館(大阪府立国際児童文学館)の司書を経て、現在は大学図書館に業務委託職員として勤務している。20年近く様々な館種の図書館に関わってきた経験より、図書館間の連携について、主として大学図書館勤務経験と検索技術者(サーチャー)として地域団体で活動した経験を報告する。

なおここで述べる内容は、いかなる機関・団体を代表するものではなく、あくまで筆者の私見によるものである事を明記しておく。

## 1. 大学図書館とは

今更であるが大学図書館とは何か、もう一度その役割を見ておきたい。多くの場合、第一の目的は、「その大学の「研究・教育」に資する」注1) というものである。故に、利用者・サービスの対象はその大学に所属する構成員が最優先となる。

その一方で、これからの大学図書館のあり方として、社会・地域との連携、他機関(国内外問わず)との連携を強く求められている。平成18年3月23日に文部科学省(科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会・学術情報基盤作業部会)より公表された「学術情報基盤の今後の在り方について(報告)」注2)においても、大学図書館と社会・地域との一層の連携の推進が謳われている。

この報告が公開されて、既に13年が経過している。まずは近畿地方の大学を中心に、地域住民へのサービスとしてどのような取り組みが行われているかを見ていきたい。

## 2. 近畿地方における大学での地域連携事例

近畿地方における大学図書館と公共図書館の連携として、今図書館業界で最も耳目を集めているのは、大阪大学が箕面市立図書館の指定管理者になるというニュースであることは承知している。しかし現時点ではまだまだ詳細が公表されていないため、本稿ではこの件について

は触れない。ここでは、大学図書館が現在実施している他機関・地域へのサービスを紹介する。

### 2.1. 学外者が大学図書館を利用するには

従来から実施されているサービスとして、事前に利用を希望する資料を知らせ、紹介状を作成して訪問する方法や、図書館間相互利用（複写郵送・現物貸借）などがある。ただしこのサービスについては、大学・公共のみを可とするのか、専門図書館まで広く対象とするのか、各大学のポリシーによりサービス対象機関の設定はさまざまである。

### 2.2. 地域住民の受け入れ

2.1.で述べた従来から行われてきたサービスに加え、近隣住民を図書館利用者として受け入れる制度を設ける大学図書館も増えている。国公立の大学は元より、私立大学でも、近隣自治体の住民に利用券を発行している図書館がある。例えば近畿地方の代表的な私立大学として、関西大学・関西学院大学・同志社大学・立命館大学が挙げられるが、これらの大学図書館は近隣に在住する市民に対して有料（通年で3000円～6500円と、登録料は大学により異なる）で利用券を発行している。その他ユニークな事例としては、近畿大学中央図書館が毎年夏季休業期に大阪府下の高校生に図書館を公開している。

女子大学などセキュリティの問題上難しい場合もあるが、現在は多くの大学図書館で地域住民の利用を認めるケースが増えてきた。ただし学内構成員へのサービス優先や電子資料の契約上の問題といった事情もあり、地域住民の登録者を定員制にする、冊子体資料のみに利用を限定する、レファレンスサービスは不可とする、など条件付きの利用にとどまっているのが実情である。

## 3. 大学図書館と専門図書館の連携

以上述べてきた通り、国公立問わず、大学図書館も様々な形で地域に向けたアプローチは実施している。昨年11月に『図書館雑誌』でも「大学図書館と公共図書館の連携」という特集が組まれたことは記憶に新しい。しかし残念ながら、まだそれが専門図書館（特に自治体や大学をバックに持たない機関）にまでは、広がっていない。

ここからは、自身の経験を基に、どのようにして館種を超えた連携が図れるのか、その一つの試みを述べたい。

### 3.1. 個人で繋がる

大学図書館と専門図書館が機関として連携し、何かを

行うにはまだまだ課題が多いというのが現状である。実際のところ、お互いの存在や抱えている課題が把握できていないというところで止まっているのではないだろうか。機関同士を連携させるには様々な調整も必要で、相当な時間を有することが考えられる。まずはその第一歩として、図書館員自身が個人として他館種の図書館員と繋がり、お互いを知ることから、連携を始めていくことを勧めたい。

### 3.2. “図書館”ではなく“情報”をキーワードに

筆者は現在、関西で活動する2つの情報系団体で幹事や運営委員を担当している。一つはインフォ・スペシャリスト交流会（IS Forum）注3）、もう一つは情報活動研究会（INFOMATES）注4）である。前者は検索技術者検定の合格者による有志団体であり、後者は情報問題に関心がある方は誰でも自由に参加できるボランティア団体である。

これらの団体は職業に縛りがなかったため、様々な職種のメンバーが集まっている。各館種の図書館員はもちろんのこと、企業の知的財産担当者、特許事務所職員など、多彩な顔ぶれで構成されている。“図書館”という言葉に縛られず、“情報”をキーワードにそれを扱う仲間として、職種を超えてフラットな関係で繋がっていくことが、一つ大きなポイントになると考える。図書館という枠組みから一旦外に出て、同じ地域で活動をする情報を取り扱う人々との交流を促すことにより、視野を広げることができる。

## 4. 繋がった先に目指すもの

地域にはどのような図書館があり、誰がいるのか。そこではどのような活動が行われているのか。人と繋がることにより、その背後にある図書館・機関の役割を知ることができる。知っているという事は何よりの強みである。図書館員がそれを知ることができれば、その情報を自館で働く人々に伝え、やがて利用者にレフェラルサービスのような形で還元することができる。また、展示や講座、講演会等、イベントという形から少しずつ連携を広げる機会も模索することも可能となる。

個人的な体験であるが、筆者もこうした場で出会った専門図書館員の方にお誘いいただき、資料整理のボランティアをさせて頂いた経験がある。勤務先では扱う機会もないユニークな資料に触れることができ、改めてその機関が持っているリソースの豊かさを再認識するきっかけとなった。

## 5.最後に（個人的に考えていること）

専門図書館の仕事から離れて約 10 年。今外部から専門図書館を見るようになって、改めて思うことがある。それは専門図書館とは、特定の分野において、最も充実した資料を持ち、その分野に精通した人物が在籍している場所であり、情報を探している人が最後にたどり着く、いわば“駆け込み寺”のような存在である。そのような資料が地域の人々に知られず、密かに存在しているとしたら、それは大きな損害である。

かつて筆者が経験した大阪府立国際児童文学館の廃止問題や、ニュースにもなった大宅壮一文庫のクラウドファンディングなど、専門図書館を取り巻く環境の厳しさを痛感する事例は多い。図書館不要論さえ出てしまう今の時代において、館種を超えた連携と地域に向けた情報発信は、言うなれば、地域の人々に専門図書館を再発見し、その存在意義を実感してもらうための、最初の一步である。

注

1) 『知っておきたい大学図書館の仕事 : 現場に即した業務ガイドブック』(エルアイユー, 2006) p.12

2) 学術情報基盤の今後の在り方について (報告)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1213896.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1213896.htm) (2019/09/22)

3) インフォ・スペシャリスト交流会公式サイト

<http://www.isforum.jp/cms/?q=node/1> (2019/09/22)

4) 情報活動研究会公式サイト

<https://sites.google.com/site/infomatestop/>  
(2019/09/22)